

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

野田市教育委員会規則第6号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7号中「届出をしていないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同表第8号中「職員の結婚」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表第9号中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同表第22号中「満15歳」を「満18歳」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子及び」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了した子にあっては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限り、」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者を含む」を「学校教育法に定める義務教育を終了した者にあつては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限る」に、「中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部」を「高等学校」に、「中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校」を「大学」に改める。

別表第2の付表中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」

「 姻族 」

に、

「 姻族（法律上の姻族関係はないが、事実上姻族関係と同様の事情にある者を含む。） 」

を に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。